

地域包括支援センターの事業委託について(案)

1. 目的

古賀市地域包括支援センターの特色である「介護事業所とのネットワークの強さ」と「迅速な緊急対応」、「早期対応による悪化予防」をさらに強化するため、民間の柔軟な発想と行動力を活用し、強さと柔軟さを兼ね備えた地域包括支援センターの体制整備を図る。

2. 実施年度

平成30年度

3. 委託先

地域包括支援センター業務について、公正、中立かつ効果的に実施できる法人

4. 選定方法

公募

5. 期待される効果

- 民間の能力と活力を活かし、より市民のニーズに応えられる支援が期待できる。
- 民間の雇用条件により、人員確保が柔軟にできることから、実務経験を積んだ専門職として継続的に技術の向上及び地域との連携が期待できる。

6. 平成29年度の取り組み

平成30年度からの円滑な事業移行に向けて、委託先への引継ぎが必要となる。

7. 設置数及び設置場所

1箇所

(理由)

- 相談機関としての基本方針として、「相談者に来てもらう」のではなく「訪問する」こととしており、車で10分～15分程度で市内全域への移動が可能である。
- 1箇所設置の方が、複数設置よりも運営方針の徹底及び情報の共有を図ることができる。
- 在宅介護支援センター(平成17年度まで各中学校区に設置)の実績より、相談者は居住地の近くの相談機関を利用するとは限らず、また来訪による相談より電話相談、訪問相談が主となっている。
- 設置場所は、委託法人と協議の上、相談機関として適切な環境と考える場所を選定する。法人執務室内や介護支援課内に設置の場合は明確に仕切ることが必要となる。

8. 人員体制

- 保健師:3名
- 主任ケアマネジャー:3名
- 社会福祉士:2名
- ケアマネジャー:必要数(委託法人で判断)

※管理者は兼務可とする。また事務職員は予算の範囲内での雇用を可とする。

※保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの人員数は厚生労働省の基準に準ずる。

9. 委託業務内容

- 総合相談業務
- 認知症総合支援事業
- 権利擁護業務
- 介護予防普及啓発事業
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 地域介護予防活動支援事業
- 第1号介護予防支援事業
- 介護予防把握事業 等
- 指定介護予防支援事業